　　　　　　　　　　　　　　大阪市北区社会福祉協議会

共同募金福祉活動事業助成金　実施要綱

（目的）

　　　　北区では、子どもから高齢者まで、誰もが安心して安全に暮らすための福祉のまち

づくりを目指す活動を目的とした団体、ＮＰＯ、ボランティアグループなどが多く

あり、それぞれがゆるやかな連携をとりつつ、先駆的・開発的に北区の地域福祉を

推進している。

当会では、それらの団体、ＮＰＯ、ボランティアグループなどが、さらに広く区民

に向けて地域福祉の推進を目指す事業に対して、助成金を交付する。また、この事

業は、赤い羽根の共同募金の配分金と地域募金を地域福祉推進のため効果的に執行

することも目的とする。

（実施主体）社会福祉法人　大阪市北区社会福祉協議会

（交付対象）・北区内で社会福祉活動を行っている団体・グループ

　　　　　 ・社会福祉法人・ＮＰＯ法人などの法人格を有する団体

　　　　　 ・法人格を有しないが、社会福祉活動に実績のある団体

　　　　　 ・その他、当会会長が認めた、区内で社会福祉活動を行っている団体やボラン

ティアグループなど

（交付対象事業及び内容）

　　　　　申請年度に実施する広く区民に開かれている次の事業を対象とする。

（１）高齢者福祉活動、障がい児・者福祉活動、児童・青少年福祉活動、課題を

抱える人を対象とした事業等

　　　　　（２）研修会・講習会など

　　　　　（３）その他北区の地域福祉の推進、発展、啓発に寄与すると期待される事業

（交付対象の要件）

　　　　　（１）団体の目的や活動内容が、政治・宗教・思想・営利などの目的に偏ること

なく、また閉鎖性が強くないこと。

　　　　　（２）物品の購入のみを主目的とした事業でないこと。

（助成金額）上限１０００００円とする。但し、審査の結果、減額又は助成されない場合も

　　　　　　ある。

（提出方法）下記の提出物を区社協に持参し提出する。

　　　　　　①会則又は規約　②役員名簿、会員名簿　③活動計画書

　　　　　　④申請書　⑤収支予算書　⑥団体概要　⑦前年度収支決算書

　　　　　　※③活動計画書④申請書　⑤収支予算書　⑥団体概要　⑦前年度収支決算書

　　　　　　　については、ホームページからダウンロードし、必要事項を記入する。

（選考方法）申請書類に基づき審査し、払出先と払出額を決定する。

※審査の結果、減額又は助成されない場合もある。

（周知方法）

　　　　　区社協広報紙「北区社協だより」への掲載及び関係先への周知および区社協ホー

ムページに掲載する。

（事業中止について）

　　　　　補助金対象の事業が行われなかった場合は、あるいは年度内に実施が困難となっ

た場合は、速やかに区社協に申し出のうえ、返還すること。

（交付とならない事業）

　　　　　（１）同事業に多額の補助制度を受けている場合

　　　　　（２）物品の購入のみを主目的とした事業

　　　　　（３）事業目的や内容が、政治・宗教・思想・営利などの目的に偏り、また閉鎖

性が強い事業

（４）その他、審査委員会が不適当と認めた事業

（交付対象とならない経費）

　　　　　・支出証拠（領収書など）の提示ができない経費

　　　　　・高額または必然性の低い記念品の配布などを行う場合の記念品代

　　　　　・親睦会、交流会、反省会の名称で行われる宴会、娯楽性の高い経費

　　　　　・アルコール飲料代

　　　　　・観光要素が強い旅行経費

　　　　　・内容から食事を提供する必要がないと思われる会議での食事支給費

　　　　　・会議などにおける常識（お茶代程度）を超えた高額な飲み物代

　　　　　・祝儀（お祝い、心付けなど）不祝儀（見舞い金、香典など）

　　　　　・その他接待を目的とする飲食費・物品購入費

（問合せ）北区社会福祉協議会　℡ 06‐6313‐5566